

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第257号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 質問事案の概要

1 公文書公開請求

令和6年1月17日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇地区に実施した（汚染土に関する実施した許可等の安全を証明する調査書及び国県市の議会及び許可審査された）証拠書類全部と令和5年4月19日請願。令和5年8月24日嘆願、令和5年12月28日特許侵害に至る経緯経過が分かる書類（伺い含む）環境管理課、〇〇保健所」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和6年1月31日、実施機関は、本件請求に対して、「〇〇地区に実施した（汚染土に関する実施した許可等の安全を証明する調査書及び国県市の議会及び許可審査された）証拠書類全部と令和5年4月19日請願の経緯経過が分かる書類（伺い含む）」のうち環境管理課に係るものと特定し、条例第8条各号に該当する情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（本件審査請求外）を、「令和5年8月24日嘆願、令和5年12月28日特許侵害に至る経緯経過が分かる書類（伺い含む）」に係る公文書のうち環境管理課において保有するもの（以下「本件公文書」という。）と特定し、当該公文書が不存在であるとして、条例第12条第3項の規定により公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和6年2月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 質問

令和6年9月24日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき質問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

県は、本来あるべき書類を隠した。出せ！

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

令和6年1月31日、実施機関は、本件請求に係る公文書について請求内容を分けて公文書部分公開決定と公文書公開請求拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。

令和6年1月17日付けで審査請求人から提出された本件請求の公文書公開請求に対し、実施機関は当該公文書について、現に作成し、又は取得していないため、本件処分を行ったものである。

審査請求人は、「県（環境管理課に提出した請願、嘆願、特許侵害）に関する書類がないので出せ。」と主張されているが、請願については既に部分公開しており、嘆願、特許侵害については、所掌外の事務となる案件については、文書の作成及び取得を行っていない。

以上により、実施機関は条例第12条第1項の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年 9月24日	諮問
令和7年 9月25日 第3部会（第24回）	審議
同年10月30日 第3部会（第25回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件請求は、実施機関が保有する「〇〇地区に実施した（汚染土に関する実施した許可等の安全を証明する調査書及び国県市の議会及び許可審査された）証拠書類全部と令和5年4月19日請願。令和5年8月24日嘆願、令和5年12月28日特許侵害に至る経緯経過が分かる書類（伺い含む）」のうち、環境管理課において保有する

ものの公開を求めるものである。

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張しており、公文書の存在を争っていると解されることから、以下、本件請求に係る公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関の弁明及び審査会が実施機関に確認したところによると、審査請求人は、「県（環境管理課に提出した請願、嘆願、特許侵害）に関する書類がないので出せ。」と主張しているが、請願については既に部分公開しており、嘆願及び特許侵害との主張については、これらの内容が所掌外の事務に関するものであり、同課において特に対応を要するものではなかったため、経緯経過がわかる文書の作成及び取得を行っていないことから、保有していないとのことである。

実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。

そうすると環境管理課の職員が嘆願及び特許侵害について、文書を作成し、又は取得していないとの実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

（五十音順）

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	